

社会福祉法人 山紫会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—
7	実地	<p>附属明細書について 附属明細書は、計算書類の内容を補足する重要な事項を示すものであり、計算書類における金額と一致しなければならない。しかし、借入金明細書（別紙3①）と基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（別紙3⑧）について、計算書類（事業活動計算書、貸借対照表）の金額と一致していない。附属明細書について、計算書類の金額と一致させること。</p> <p>【会計省令第30条、運用上の取扱い26】</p>	<p>借入金明細書（別紙3①）と基本財産及びその他の固定資産明細書（別紙3⑧）において、計算書類の金額と一致していない箇所について調査し、金額が一致するように訂正いたしました。</p>	R8.2

「実地」・・・実地による監査を実施

「書面」・・・書面による監査を実施

「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度

「延期」・・・特別な事情により延期した場合

「中止」・・・災害等により延期